



連協道路ニュース

発行 横浜環状道路(圏央道)対策連絡協議会 事務局
Tel 090-4825-7174 <http://renkyoueditor.web.fc2.com/>
Mail: renkyoueditor@mail.goo.ne.jp

第362号

(創刊 1988.12.14)

2019.11.03.

知る権利を侵害された！ (行政が不作為を作為？)

連協生みの親と称される庄戸の永田親義さんは92歳で亡くなる前日まで、連協のために身を以ってご活躍されていました。横環南に関して疑問に感じた点を追及するため、事業者の持つ検討資料や設計資料を上記情報公開法に基づき10以上請求しました。

それらの内、平成23年の2件と平成25年の1件について、2件は文書不在の理由で1件はいわゆる「のり弁」と言われる全面塗りつぶしの真っ黒な開示でした。

請求された3件につき公開・個人情報保護審査会に諮問し、審査会は国に結果を答申しなければなりません。ところが決裁はなんと平成31年1月であり、その決裁書が届いたのが2月のことでした。永田さんは平成28年2月にお亡くなりになり、知る権利は相続人であられるご長女に「国の処分は妥当である」として決裁書が6年、8年後に届いたのです。

何ということでしょうか、ご長女の橋本さんからこの件につきご相談を受け私が国交省に抗議いたしました。しかし国交省は「相続人以外の第三者にはこの間の事情は公開できない」として拒否されたのです。そこで私は相続人の補助人としてご長女に同行して説明を受けることし、この10月4日に国道技術課を訪ねました。その6か月間、この件に関わった担当者をすべて調査した結果として、遅れた理由は全く話にならない説明でありました。「引継ぎのミスです。申し訳ありません」の一点張りであり「誰が責任をどのように取るのか全く国民を愚弄した話である」と抗議し、また審査会への諮問を意識的に遅らせ答申が出ても裁決書の送付も遅らせ、結果として訴

訟になっても「訴えの利益なし」の状況を作るための操作に違いないと、永田さんに代わって抗議しました。

この点について納得できる説明を再度求めるとして、後日徹底した再調査の結果を聞くこととしました。

なお連協も参加している公共事業調査会(仮称)でこの件を後日発表し、公共事業チェック議員の会と共有する予定です。
(会長 比留間 哲生)

情報公開の仕組み(参考資料)

民主国家では国民は法に守られて成り立っています。国民の知る権利は次のように憲法に基づく法の仕組みで守られています。

1. 情報の公開に関する法律(通称:情報公開法) 国民は行政機関の保有する情報の開示を請求する権利を有する。
2. 行政不服審査法(通称:不服審査法) 国民は行政処分が不服の場合には処分を取り消す審査請求の権利を有する。
3. 審査庁は1.に基づき請求された審査請求に対し情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。
4. 審査会は審査庁へ答申しなければならない。
5. 審査庁は速やかに答申について裁決して請求人に通知しなければならない。
6. 行政事件訴訟法 処分が不服の場合訴訟できる。裁決を知った日の翌日から6か月以内。(以上)

対外活動報告

- 10/04 市議会決算委員会において長谷川 えつこ市議の南線関連質問
- 10/07 市議会委員会においてみわ智恵美市議の南線関連質問
- 10/17 事業者との質問・回答会議
(於:西ヶ谷ハイツ)
- 10/31 国交省道路局とTEL(情報公開)

事業者との質問・回答会議概要報告

10月17日、今年三度目となる事業者との質問・回答会議を開催した。概要は以下の通り。

①横浜市長からの脱硝装置の設置要請にどう対応しているか？

事業者からは「現在進めている換気所のシステム変更に伴う環境調査の結果とこれまでの照査結果を基に必要性の有無を検討する。この考え方は口頭で関係箇所には説明している」との回答であった。

では環境調査の結果からの設置の是非はどのような基準で判断されるのか？との質問には具体的考え方は示されなかった。驚くべきことに環境調査の結果を基に判断すると言っておきながらその判断基準すら持たない中で環境調査が行われていることが判明した。

横浜市は「事業者の検討方針を受けてどのように対処しているか」との質問に対し、道路局は、「より一層の環境保全のために、市長要請・地元の皆さんの声もあり、脱硝装置の設置ということで事業者に働きかけてきています」との回答であった。

②桂台トンネル上り線の非常駐車帯位置変更について

下り線と同じ位置の送電線下に変更するために民地地権者との協議をしてもらうことを求めていた（そもそも送電線付近はトンネル自体がこの民地内を通過しており僅かの面積の非常駐車帯が追加されることに民地地権者として差し支えは無いのではないか）。

事業者回答は、民地地権者に聞いたところでは「その箇所の利用計画は将来とも無いとのこと、非常駐車帯の設置については話していない」との回答であった。

誠に不誠実な事業者の対応であり、改めて送電線下への移設に向けて民地地権者との交渉を行うよう事業者に求めた。

③釜利谷開口部の閉鎖化について

前回と同様の事業者の回答、「当初200mの切土部であったものを50mとしている、神戸橋区間とは状況が大きく異なり開口部から最寄りの住宅までは約200m離れてい

るので排気ガスが十分に拡散され影響は小さく、現時点では追加的な環境対策は考えていない」であった。

今回の換気所の排ガス処理変更により釜利谷開口部からの排ガス量は増大、影響度は増大するはずであり閉鎖化を再度要求した。（なお、開口部からの影響を計算中とのこと）（事務局長 長谷川 誠二）

朝日平和台の擁壁工事見学

9月17日(火)、18日(水)共に午後30分程度で、横浜市道路局建設課、横浜市栄区栄土木事務所同席のもと施工業者「アイサワ・水村建設共同企業体」による、鋼管杭の圧入工事施工方法の説明と個別質問、工事現場の見学がありました。

現場は、桂町交差点から公田中央公園の下を通り公田小下交差点までを抜ける(仮称)桂町トンネルの桂町交差点側のトンネル入口の上(朝日平和台 旧まちのはらっぱ)となります。

施工工事期間は、2つに分かれており、平成30年12月13日から始まり、その1が令和元年12月28日まで、その2が令和2年1月10日までで、工事概要は「鋼管杭自立式擁壁」となります。擁壁設置のための長さ28~28.5m、太さΦ2000の鋼管杭25本(範囲57m)を建込みます。

本工事が安全で何も変わらないとの説明があったとはいえ、近隣の住民は不安に感じるのではないかと思います。



圧入中の鋼管



作業概念図

10月17日現在、鋼管杭の圧入作業は終了し撤収作業中となっています。

(平和台 N.M.)